

原小学校生徒指導規程

この規程は、原小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成をめざすと共に、義務教育9年間の見通しを持った生徒指導について、七尾中学校区の小中学校の共通認識を踏まえた生徒指導方針に沿って共通実践を図るためのものである。

【七尾中学校区生徒指導の取組み】

○生徒指導4校共通重点目標と9年後の姿

- ☆あいさつ・・・社会人として円滑な人間関係をつくることができる
- ☆時間・・・時間や健康などについての自己管理ができる
- ☆服装・・・公私を区別し、時と場をわきまえた服装ができる
- ☆そうじ・・・自分の役割を自覚し、責任を持って行動できる

【学校教育目標】

夢と希望と輝きをもつ児童の育成

【めざす子ども像】

- ☆「かんがえる」・・・自分の考えをもちながら 友だちと力を合わせ問題解決する子ども
- ☆「がんばる」・・・目標をもちその実現に向けて 粘り強く取り組む子ども
- ☆「やさしい」・・・思いやりを持ち相手のことを考えた行動ができる子ども
- ☆「きたえる」・・・心も体もたくましく 困難を生きぬいていける子ども

第1章 目的

第1条

この規程は、廿日市市立原小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自らを律しつつ、他人と協調し、自立的に社会生活を送ることができる力を育てるという生徒指導経営目標から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

〔 登下校等 〕

第2条

登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。

(1)登校の方法

- ① 登下校は、歩道のマナーを守り、通学路を通る。原則右側通行で、決められた横断歩道を渡る。一人にならないように、兄、姉、近所の友だちなどと一緒に登校する。
- ② 自転車通学はしない。

(2)下校の方法

- ① 地区別に決められた班での下校を原則とする。
- ② 危険な場所などに近寄ったり、寄り道をしたりしない。

(3)登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- ① 7時45分から8時10分の間に登校する。
- ② 欠席の場合、アプリ(tetoru)または、「欠席届」(所定の用紙)にて保護者が学校に連絡する。緊急の場合は、電話で連絡をする。欠席等の連絡がないのに登校していない児童がいる時は、すぐに家庭と連絡を取り、確認する。欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問をする。理由が不明の欠席が続く場合は、保護者と話し合いをする。

③ 遅刻の場合、「遅刻届」(所定の用紙)を保護者が担任に提出する。緊急の場合は、電話で連絡をする。連絡のない遅刻や3日以上遅刻が続く場合は、保護者に知らせて改善を促し、継続する場合は保護者と話し合いをする。

④ 早退の場合、「早退届」(所定の用紙)を保護者が担任に提出する。緊急の場合は、電話で連絡をする。下校は、職員室での保護者の迎えを原則とする。

⑤ 外出については、原則、登校したら外出は認めない。特別な理由がある場合は、保護者が担任に連絡して許可を得る。

〔 頭髪 〕

第3条

頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない髪型とする。

(1) パーマ、アイロン、そり込みはしない。髪を束ねる場合は、黒、紺、茶色のゴムを使用する。色つきのピンやリボンはしない。

(2) 髪を染めたり、脱色したり、整髪料をつけたりしない。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

〔 不要物 〕

第4条

不要物については、学校への持ち込みを禁止とし、次のことを指導する。

(1) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。

(2) 違反があった場合、学校預かりとし、保護者に連絡・指導を行った上で下校時に返す。

※重ねて違反があった場合、特別な指導を行う。

〔 服装等 〕

第5条

制服等、身なりについては、次のことを指導する。

(1) 標準服 校内外の学習活動及び登下校時は、標準服を正しく着用する。

① 冬服 学校の服装の規定に準ずる。

② 夏服 学校の服装の規定に準ずる。

③ 夏服と冬服の移行期間は、5～6月、10～11月に随時行う。

(2) シャツ

① 白のポロシャツを着用する。休憩時間以外の場合は、シャツ出しはしない。

(3) ズボン・スカート

① 学校指定の半ズボン・長ズボン・つりスカート・キュロットから選んで着用する。

② 冬場の長ズボンは黒・紺の綿パン、またはジャージを着用してもよい。

(4) 体操服・水着

① 運動用のシャツ、クォーターパンツ、赤白帽子を着用する。

② 冬期は、長袖シャツ、ジャージでもよい。(登下校時のジャージと体育時のジャージは区別する。) 運動に適した防寒着を着用してもよい。運動用スパッツ使用可。タイツは不可。

③ 紺の水泳パンツ、紺の水着(ワンピース・セパレートどちらでもよい。)を着用する。ラッシュガード使用可。

(5) 靴下

① 靴下の色は、白・紺・黒色とする。靴下の形は、ソックス、または、ハイソックスとする。冬はタイツやレギンスを着用してもよい。

(6) 通学靴

① 白の運動靴とする。(白のひも靴でもよい。)

(7)上履き・体育館シューズ

- ① ゴムのついたものを使用する。
- ② 体育館シューズは、学校指定のものとする。

(8)名札

- ① 学校指定のものを必ず着ける。
- ② 名札は学校に置いておき、登校したらつけ、下校時にははずす。

(9)セーター・ベスト

- ① V首、または、丸首の紺・黒色とする。

(10)帽子

- ① 登下校の時など、学校指定の黄色の帽子をかぶる。(キャップ型・ハット型どちらでも選ぶことができる。)

(11)手袋、ウインドブレーカー等、防寒着、マフラー、ネックウォーマー

- ① 天候によっては認める。
- ② 安全のため、目や耳を隠さないようにする。

〔 校内での生活 〕

第6条

校内生活については、次のことを指導する。通常の指導を行っても、何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

(1)授業やその他の活動

- ① 自分の持ち物には、必ず記名する。
- ② 時間(チャイムの合図)を守る。

(2)休憩時間

- ① 学校の外や立入禁止場所には行かない。
- ② 校内放送は、静かに聞く。
- ③ 特別教室や他の教室には勝手に入らない。
- ④ 廊下等、校内を走らない。
- ⑤ 校舎内で、危険な遊びはしない。
- ⑥ 決められた場所で、安全に気をつけてルールを守って遊ぶ。

(3)保健室利用

- ① 体調が優れない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、養護教諭が状況に応じて判断する。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡する。
- ② 度重なる保健室利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- ③ 虐待やネグレクトの疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

(4)給食

- ① 衛生面に注意して給食当番等をする。

(5)掃除

- ① 掃除は、自問清掃を行い、無言で時間いっぱい掃除をして反省をする。

(6)教育相談

- ① 学校は、児童、保護者で教育相談の希望があった場合、必要に応じて外部機関と連携を取りながら行う。

(7)その他

- ① 部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ② 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。通常指導を行っても何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

〔 校外での生活 〕

第7条

校区外の生活については、次のことを指導する。

- (1)児童だけの校区外への外出禁止
- (2)児童だけで川や海、ショッピングセンター、ゲームセンター等への立入り禁止
- (3)児童だけの外泊や夜間徘徊禁止
 - ① 保護者は、児童の安全確保の観点から、夜間に児童を外出させない。
 - ② 保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (4)情報通信機器
 - ① 本校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止する。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器のフィルタリングに努める。
 - ② 携帯電話は、原則持ちこまない。必要な場合は許可を受け、登校時に職員室に預けるものとする。
- (5)危険箇所への立ち入り
 - ① 立ち入り禁止箇所に入らない。
- (6)交通違反
 - ① 道路交通法を守る。
 - ② 自転車に乗るときは、安全のためヘルメットを着用する。

第4章 特別な指導に関すること

「社会でゆるされないことは、学校でもゆるされない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

〔 問題行動への特別な指導 〕

第8条

次の問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮して指導する。

- (1)法令・法規に反する行為
- (2)学校の規則等に違反する行為
 - ① けんか・暴力行為(対教師・児童間・対人・器物破損)
 - ② 飲酒・喫煙及び準備行為(購入・所持)
 - ③ いじめ
 - ④ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑤ 指導に従わない(指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の立ち歩き)
 - ⑥ 盗難・紛失
 - ⑦ 家出・行方不明・深夜徘徊
 - ⑧ 落書き
 - ⑨ 金品強要
 - ⑩ 授業妨害

〔 反省指導等 〕

第9条

反省指導等は、次の通りとする。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)説諭による指導

- ① 口頭による説諭指導

(2)学校反省指導

- ① 別室による反省指導を行う。
② 授業観察による反省指導を行う。
③ 教育相談と反省指導を複合した指導(スクールカウンセラー等)を行う。
④ 特別な指導による対応については学校と保護者による協議を行う。
⑤ 別室反省指導中は、担任と他の教職員が協議の上で役割分担を行って指導する。
⑥ 反省指導の内容については、必ず保護者に連絡し連携をとる。

第10条

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。実施にあたっては、次の事項について明確にして指導する。

- (1)児童の課題を明確にし、特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
(2)特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
(3)特別な指導を行うにあたっては、中心的な担当者をきめ、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
(4)反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。児童の反省した姿を明確にし、具体的な行動目標を自己決定させる。また、児童の発達段階も考慮して効果的に行う。

〔 規程の周知 〕

第11条

児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などでの直接説明を行う。また、来校しない保護者に対しては、家庭訪問や郵送等を通じて、周知を図る。

令和5年2月20日 改正

第5条(2) 令和6年2月1日 改正

第5条(4) 令和6年4月1日 改正

第2条(3)、第5条(8)②、第9条(2)③ 令和7年4月1日 改正